レポート

選挙における SNS 偽情報対策 EUのDSAにおけるガイドライン

保険研究部 専務取締役 研究理事 松澤 登 (03)3512-1866 matuzawa@nli-research.co.jp

1---はじめに

昨年行われた兵庫県知事選では、パワハラ等の嫌疑を受けた知事が議会の全会一致の不信任決議に より辞職したにもかかわらず、直後の知事選で返り咲くこととなった。選挙戦前のテレビ・新聞等の 報道から予測されたものとは大きく異なる結果になったが、これは SNS が大きな影響を及ぼしたと一 般に見られているようだ。今回の SNS の投稿内容が真偽は軽々に判断できないが、テレビ・新聞と異 なる事実、あるいは見方を SNS が提示したために、選挙の結果が大きく異なった。このことから、SNS 規制論まで議論されるようになっている。

そこで本稿ではEUのデジタル市場法 (Digital Services Act、DSA) に基づいて出されている選挙 プロセスのシステミックリスク軽減に関するガイドライン宀以下、本ガイドライン)の大まかな概要 を紹介することとし、議論の一助とすることを目的としたい。

解説を行う前にひとつの視点を提供することとしたい。我々の民主主義は自由な言論で成立してお り、それは選挙のときが最も重視される場面の一つである。したがって事前検閲や言論弾圧につなが るような規制は行うべきではない。他方、虚偽の言説や誹謗中傷、あるいは外国勢力の不当な干渉な ど、民主主義を否定する言説が行われる危険性が高いのも選挙のときである。このため偽情報を偽情 報と表示することなども必要となる。ただ、そもそも偽情報かどうかの判断が難しい場合も少なくな い点にも留意が必要である。

2-若干の前提

1 DSA によるガイドライン

DSA は、 違法なコンテンツ (illegal contents) をオンラインのプラットフォームから排除するための

^{1 2024} 年 4 月 26 日付けの EU オフィシャルジャーナル (=官報に相当) 掲載

EU の規則(法律に相当)である。このうち、特に大きなオンラインプラットフォーム(Very Large Online Platform、VLOP)および特に大きなオンライン検索エンジン(Very Large Online Search Engine、VLOSE。 以下 VLOP と VLOSE をまとめて VLOP 等という)に対して、システミックリスクの特定・分析 (DSA34 条 1項)、リスクの軽減措置の策定・履行が求められる(DSA35条1項)。ちなみに VLOP の代表例として は TikTok や Meta、VLOSE の代表例としては Google が挙げられる。これらは DSA33 条 4 項に基づき、 欧州委員会によって VLOP 等として指定されている。ここで、システミックリスクというのは、DSA に 定義はないが、社会に大きな悪影響を及ぼすリスクと理解される。

VLOP 等が軽減すべきシステミックリスクとして DSA が挙げているものの一つが「市民の言説と選挙 プロセス、および治安に対する実際のまたは予測可能な悪影響」(DSA34 条 1 項(c))である。したが って VLOP 等は「市民の言説と選挙プロセス」 に関するシステミックリスクの軽減措置を導入しなけれ ばならない。

そして、欧州委員会は特定のリスクに関連する上記 DSA35 条1項(リスク軽減措置)の適用に関す るガイドラインを発行することができる(DSA35 条 3 項)とされている。この条文に基づいて策定さ れたのが本ガイドラインである。

2 本ガイドラインの導入部

本ガイドラインは選挙プロセスに関連する特定のリスク軽減を確保することを目的としたガイダン スを含むとしている。ここで軽減措置を講ずべき選挙の公正性に関するオンライン上のリスクとして、 以下のものが挙げられているが、これらに限定されるものではないとする。

- ①違法なスピーチの拡散
- ②外国の情報操作および干渉に関する脅威(foreign information manipulation and interference (FIMI))
- ③偽情報(disinformation)の拡散
- ④人々を過激化することを目的とした(過激な)極端なコンテンツの拡散
- ⑤生成 AI などの新技術を通じて生成されたコンテンツの拡散

3 | 違法なコンテンツ

上記の通り、選挙活動に関連して様々なリスクが存在するが、これらリスクを惹起する個別の投稿 が違法なコンテンツに該当する場合がある(他人の誹謗中傷など)。この場合において、VLOP等は、 違法なコンテンツと知った時点で表示を停止するなどの措置を取る必要がある (DSA6 条1項)。 なお、 偽情報や誤情報と呼ばれるものであっても、必ずしも違法なコンテンツに該当するかどうか明確でな いことも多いと思われる(後述)。

本ガイドラインでは、以下のことについて特に記載している。VLOP 等は、管轄当局から特定の違法 コンテンツへの措置命令を受領したときは、当該管轄当局に、不合理な遅滞なく、どのような行動を いつとったかについて報告をしなければならず(9条)、また、管轄当局から情報提供命令を受領した ときは、不合理な遅滞なく、管轄当局へ命令を受領したことと、命令が有効になったかどうか及びい つ有効になったかについて情報提供を行う(10条)。

さらに、個人または団体が違法コンテンツであると考える特定の情報項目がプラットフォーム上に 掲載されていることを VLOP 等に対して容易かつ電子的に通知できる仕組みを導入する(16 条 1 項)。 また、「信頼できる警告者」(Trusted flaggers)から提出された通知については上述 16 条の手続を通 じて、優先的かつ遅滞なく処理・決定されるように必要な技術上、組織上の措置を取らなければなら ない(22条1項)。これらはシステミックリスク軽減措置と重なる部分はありつつも、これとは別に、 違法なコンテンツと認識される場合の取扱いを特記したものと考えられる。

4 本ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインは上述の通り、VLOP 等に適用がある。VLOP 等に該当しない規模のオンラインプラッ トフォームに対しても本ガイドラインに準拠することが推奨されている。対象となる選挙としては、 国政選挙、欧州議会選挙のみならず、地方選挙や国民投票にも適用されるべきとされている。また、 時期的な面から言えば、選挙前、選挙中、選挙後にそれぞれの措置が取られるべきとされる。

3---講ずべき措置

1 総論

①政党をはじめとする選挙情報の収集: VLOP 等のリスク軽減のための内部プロセスの強化、すなわち リスク対策の適切な設計と調整を行うにあたっては事前の情報収集が必要となる。これにはデモや集 会、キャンペーン、資金調達、その他の関連する政治活動などのイベントを組織・実行する政党や候 補者に関する情報、政党の綱領、マニフェストその他の政治資料が含まれるが、これに限定されない。 ②選挙の行われる国や地方特有の情報収集と分析:国、または地方レベルで、その地域固有のリスク や加盟国固有の情報の収集とその分析結果を内部チームが利用できるようにすることが推奨される。 また、VLOP 等は、現地の言語能力と、国や地域の状況や特殊性に関する知識を備えた、適切な内容修 正のリソース(すなわち、人的資源)を持つことが推奨される。欧州委員会はまた、VLOP等が、メデ ィア多元主義モニター2のような、メディアの国家権力からの自由と多元主義(=複数の政治意見が競 って政治的方針を定めること)の状況に関する独立した分析等の情報を考慮する適切な内部プロセス を確保するよう勧告する。

③偽情報対策専門の内部チームの組成:特定の選挙情勢における内部プロセスおよびリソースを強化 するために、VLOP 等は、個々の選挙期間前に、明確に識別可能な専門内部チームの設置を検討すべき である。

④選挙期間中及びその前後にわたり軽減措置が求められる期間: VLOP 等が、選挙プロセスのリスク軽 減に特化した対策とリソースを導入する期間を内部規定で定めることを勧告する。欧州委員会は、特 定の選挙に関するリスク評価に応じて、また、適用される選挙手続を考慮して、選挙期間の少なくと も 1 カ月から 6 カ月前にはリスク軽減策を講じ、機能させ、選挙後も少なくとも 1 カ月は継続すべき ことを欧州委員会は勧告する。

² 欧州加盟国におけるメディアへの国家干渉等について分析したモニタリングレポート

(注記)本節が述べているのは、VLOP等が選挙にあたって、事前の情報収集と内部リソースの投入に関 してである。上記①では、政党や候補者の発信する公式情報の収集が挙げられている。このように各 政治主体の一次ソースを集めるべきことが求められるのは、特定の政治主体の主張を正確に理解して おくことが、後の選挙中のさまざまな対応にあたっての前提となるからであろう。

上記②では本ガイドラインが EU 全体のガイドラインであるがために、各国事情や地域事情に配慮 すべきことを述べている。中でもメディア多元主義モニターといった政府のメディアへの干渉の度合 やその内容などについて検討すべきことが求められていることが特筆される。すなわち、国によって は、国家がマスメディアに大きく干渉あるいは支配し、報道内容を歪にさせている可能性を考慮すべ きこととなる。そして、③、④は VLOP 等がリスク軽減のための専門内部チームを選挙期間の前後を含 む期間設置すべきことが求められている。ここでは内部チームの構成についても特に慎重な検討が必 要であることを指摘しておきたい。近時では Meta は米国のコンテンツを審査する信頼性と安全性の 担当チームをカリフォルニア州からテキサス州に移転したことに関し、ザッカーバーグ氏は「偏った 従業員がコンテンツを過度に検閲しているとの懸念の払拭を図る。」と発言したケースがある。

2 | 既存のベスト・プラクティスの活用

選挙プロセスにおけるシステミックリスクの軽減策は、特に、「偽情報に関する強化された行動規範」 (Strengthened Code of Practice on Disinformation4) を通じて確立された業界基準や、「オンライ ンにおけるヘイトスピーチへの対処に関する行動規範」(Code of Conduct on Countering Hate Speech Online⁵) などの関連する EU 業界規範、EU インターネット・フォーラム (EU Internet Forum) で共有 されているような既存のベスト・プラクティスを活用すべきであるとする。

(注記)上記のうち「偽情報に関する強化された行動規範」は誤情報、偽情報、情報影響工作および情 報空間における外国からの干渉に対処することを目的に、行動規範に署名した企業・団体が遵守すべ き44のコミットメント(約束)を規定したものである。なお、誤情報は有害な意図なしに共有される、 虚偽のあるいは誤解を招くような情報を指す。他方、偽情報は人を欺いたり、経済的・政治的利益を 確保する意図で流布されたりする虚偽又は誤解を招く情報であって、公衆に害を及ぼす可能性のある ものとされている(欧州委員会「欧州民主化行動計画に関するコミュニケーション」による定義)。す なわち、誤情報は単なる誤った情報だが、偽情報は騙す目的をもって発信される悪質な情報であると いう違いがある。以下、本稿において、誤情報と偽情報はこの意味で使用する。

3 具体的な軽減策

①ユーザーの選挙公式情報へのアクセスを容易にすること:投票率を向上させ、選挙プロセスそのも

³ ロイター2025 年 1 月 8 日 https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2025-01-07/SPQ165T0G1KW00 参照。バイデン 政権からトランプ政権への移行期の取組なので、「偏った」と言えるかは議論があるところであろう。

⁴ https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/2022-strengthened-code-practice-disinformation 参照。

https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/policies/justice-and-fundamental-rights/combattingdiscrimination/racism-and-xenophobia/eu-code-conduct-countering-illegal-hate-speech-online en 参照。

のに関する誤った情報、偽情報、および FIMI の拡散を防止するために、VLOP 等にとってのベストプ ラクティスは、関係加盟国の選挙当局からの公式情報に基づいて、投票の方法および場所に関する情 報を含む、選挙プロセスに関する公式情報へのユーザーによるアクセスを容易にすることである。

②ユーザーのリテラシー向上に向けた取組の実施: VLOP 等にとってのベストプラクティスは、ユーザ 一の批判的思考を育み、偽情報や操作技術を認識するユーザーのスキルを向上させるために、選挙に 焦点を当てたメディアリテラシーの取り組みやキャンペーンに協力し、実施し、投資し、関与するこ とである。

③ファクトチェック機関⁶の利用: 例えば、独立したファクトチェッカーおよび独立系メディア組織の ファクトチェックチームが提供する、特定された偽情報および FIMI コンテンツに関するファクトチ エックラベル(後述)の添付が挙げられる。

④偽情報を推奨システム上目立たなくするなどの取組: (特に Google などの) 推奨システムは、情報 状況や世論を形成する上で重要な役割を果たす。推奨システムが選挙プロセスに関連するリスクを軽 減するために、VLOP等は、メディアの多様性と多元性に配慮し、ユーザーに有意義な選択肢を与え、 フィード(投稿等が表示されるエリア)を調整できるように推奨システムを設計・調整することが必 要である。また、虚偽であると事実確認された欺瞞的なコンテンツや、偽情報を拡散していることが 繰り返し判明しているアカウントからの発信など、明確で透明性のある方法に基づいて、選挙という 文脈における偽情報の目立ち方を減らすための対策を確立する。

⑤政治広告に関する透明性の確保:政治広告については、スポンサーの身元、および該当する場合は スポンサーを最終的に支配する事業体、政治広告が掲載、配信または普及されることを意図している 期間、政治広告配信サービスの提供者が受け取る集計金額およびその他の利益の集計額、ならびに政 治広告が掲示される受信者を決定するために使用される主なパラメータに関する有意義な情報などの 情報をユーザーに提供することが推奨される。

⑥インフルエンサーの政治広告に関する透明性の確保:インフルエンサーが、提供するコンテンツが 政治広告そのものであるか、または政治広告を一部含むかどうか、政治広告のスポンサーの身元、該 当する場合はスポンサーを最終的に支配する事業体、政治広告の掲載、配信または普及を意図する期 間、政治広告配信サービスの提供者が受け取る集計金額およびその他の利益の集計額、表示期間、な らびに広告が提示される受信者を決定するために使用される主なパラメータに関する意味のある情報 などについて表示できるようにする機能を提供する。

⑦偽情報コンテンツの収益化の防止: VLOP 等が、選挙プロセスに関する偽情報および FIMI の流布や、 個人の選挙選択に影響を与えうる憎悪的、過激主義的または急進的なコンテンツに広告をつけること を通じて金銭的報酬を与えることのないよう、的を絞った方針と制度を設けるよう欧州委員会は勧告 する。

⑧オンライン上で行われる不正操作の防止: VLOP 等は、入手可能な最善の証拠をもとに、システミッ クリスクとしてのサービスの不正操作を特定した場合に、その不正操作を適時かつ効果的に検知・停

⁶ 日本では、たとえば一般社団法人セイファーインターネット協会 https://www.saferinternet.or.jp/などがある。またファ クトチェックの推進・普及に取り組む団体として、認定 NPO 法人ファクトチェック・イニシアティブ https://fij.info/ が存在する。

止させることを確保するための適切な手続を導入すべきである。

⑨軽減措置のテスト等:リスク軽減策は、その意図する影響および潜在的にも意図していない影響に ついて、厳密かつ批判的な分析、テスト、見直しと結びつけて考えるべきである。そのため、効果的 な軽減策は、入手可能な最善の情報と科学的洞察に基づくべきである。欧州委員会は、VLOP 等が、例 えば、機能や設計の選択の A/B テスト⁷などを通じて、軽減措置の有効性に関する概念的に妥当な性能 評価指標を積極的に設計、評価、最適化することを推奨する。

(注記)まず指摘したいのが、リスクの軽減策であり、リスクの排除策ではないところに留意が必要で あるというところである。リスクを排除しようとすると、表現の抑圧につながることがある。また排 除まで要請すると VLOP 等の運営に多大な支障をきたすことになる可能性があるからであると考えら れる。

①は選挙に関する公式情報の取得の支援、②サービスの受け手のメディアリテラシーの向上で論点 は少ない。問題は③であり、ファクトチェック機関または内部チームによるファクトチェックラベル (以下、ラベル)添付である。ラベル添付とは、たとえば投稿について「事実(true)」「ほぼ事実(mostly true)」「半分事実(half true)」「ほぼ誤り(mostly false」「誤り(false)」「馬鹿げた話(pants on fire: 尻に火がつく))」といったレーティングを表示するものである⁸。したがって、白か黒かの二元論では なく、幅を持たせた段階的な判断を表示するものとなっている。また、元の投稿を削除することは上 述の通り、「illegal contents」に該当する場合に限られるので、ラベリングするだけで元の投稿は削 除されないこともある。他方、Google などの VLOSE では、偽情報あるいは「嘘」とラベリングされた ものはランキングの下位に落とすことは考えうる。それが上記④である。

ところで、ファクトチェック機関の中立性には議論のあるところで、たとえば Meta のザッカーバー グ氏は「ファクトチェックは政治的に偏りすぎていた」と述べたとのことである。ファクトチェック は意見論評についてではなく、提示された事実かどうかを判断するにとどめ、かつ運営資本の提供者 を含め努めて中立性を目指している。しかし、特定の政治勢力に有利(または不利)な事実のみを肯 定(又は否定)する場合には、政治的偏向とみられる場合があるのもまた事実である。このあたり、 大変難しい問題である。さらにいえば、この点に関し、X(旧 Twitter)では、ファクトチェック機関 の利用ではなく、コミュニティノートの手法を採用している。これは偽情報と考える投稿について別 のユーザーが修正情報(コミュニティノート)を当該投稿に添付し、一定の支持を受けた場合に、投 稿とコミュニティノートの両方が表示されることになっている。また、最近、Meta もこの方法を採用 する方針を打ち出している10。

⑤でいう政治広告とは「通常、報酬を得るか、社内活動としてか、あるいは政治広告キャンペーン の一環として、メッセージの準備、配置、宣伝、出版、配信または普及をすること」を意味する10。政

⁷ 異なる複数のものを比較して、成果が出ているほうを採用する手法

 $^{^8}$ 政治家の発言を中心にファクトチェックを行う PolitiFact の例、

https://www.politifact.com/article/2018/feb/12/principles-truth-o-meter-politifacts-methodology-i/参照。

⁹ 日本経済新聞朝刊 2025年1月9日より引用

¹⁰ https://about.fb.com/news/2025/01/meta-more-speech-fewer-mistakes/

¹¹ EU の政治広告の透明性およびターゲティング規則 https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2024/900/oj/eng 3条2項

治広告にはスポンサーの身元や配信者に支払われる金銭などの透明性が要求されている。また、イン フルエンサーは他者の意見・行動に影響を与えるがゆえのインフルエンサーであることから、インフ ルエンサーがどのような立場で政治的な意見等を発信しているのかの透明性も求められる(上記⑥)。

上記⑦は偽情報等の拡散に報酬が支払われないようにするというものである。偽情報は上述の通り、 「人を欺いたり、経済的・政治的利益を確保する意図で流布されたり」する発信であり、社会的に正 当化できない。このように正当でない発信に報酬を与えることは可能な限り避けるべきという考えに 基づくと考えられる。

上記®は典型的には bot(自動的に投稿する不正なシステム)や候補者のなりすましなどの不正な 操作を検出・中断させる対策を採用することを求めている。

以上のような対策を行うにあたって、効果的な軽減策を立案・適用する必要があるが、これは入手 可能な最善の情報と科学的洞察(テスト等の実施)に基づくべきとするのが、上記⑨である。

4 | 第三者による精査・調査・データアクセス

VLOP 等の実施する対策が効果的であり、基本的権利や民主主義の原則を尊重したものであることを 保証するものであるためには、第三者による精査や軽減策に関する調査が重要である。選挙期間中、 第三者による精査のための安定した信頼できるデータへのアクセスは、透明性を確保し、洞察力を高 め、選挙にまつわるリスク軽減措置のさらなる発展に貢献するために、何よりも重要であるとする。

政治広告の分野では、VLOP 等に対し、その政治広告リポジトリ(既に公表された政治広告を保管す るアーカイブ)の調査を可能にするツールおよびアプリケーション・プログラミング・インターフェ ース(API)が構築され、これにより選挙期間中に、個人データの保護を含む EU 法の要件に従いつつ も、個人の選挙選択に影響を与えるために流布される偽情報、FIMI キャンペーン、憎悪的、過激主義 的または急進的なコンテンツに関する有意義な調査を VLOP 等が可能にするよう欧州委員会は勧告し ている。

また、VLOP 等が、選挙プロセスに関連する軽減措置の設計、機能、実施について、可能な限り公衆 に対して透明性を確保し、公衆の監視によって効果的な軽減措置の設計に影響を与えることができる よう欧州委員会は勧告する。

(注記)本節では、第三者による VLOP 等の精査と調査を可能にするように勧告している。上述の通り、 VLOP 等の内部チームあるいはファクトチェック機関もその立場の完全な中立性には限界がある。した がって、多様な第三者主体からの意見を取り入れることが求められる。ここで第三者には学術研究者 を含むが、これに限定されていない。そのため市民社会団体や個人も調査を認められることとされて いる。ただし、市民社会団体は必ずしも中立と言える団体だけではないので、相当数の団体により調 査が行われることが期待されていると考えられる。そこから出てきた様々な意見を競わせ、適正な方 向性を探るということが企図されているのではないだろうか。

なお、このようにオープンにすると嫌がらせのような行動をとる個人・団体も出てくると思われる が、その点について本ガイドラインは触れていない。

5 基本的権利

リスク軽減措置は、欧州連合基本権憲章に謳われている基本的権利、特にメディアの自由と多元主 義を含む表現の自由と情報の自由の権利の保護に十分配慮して講じられるべきである。

選挙の完全性に関するシステミックリスクを軽減する際、欧州委員会は、暴力や憎悪を公然と扇動 するような違法コンテンツに対処するための措置が、民主的な議論、特に脆弱な集団やマイノリティ を代表する人々の声を抑制したり、沈黙させたりする可能性があるという範囲において、その影響に も VLOP 等が十分配慮することを欧州委員会は勧告する。

欧州委員会は、VLOP 等が、リスクアセスメントの実施された基本的権利に関する影響評価を実施し、 その結果について、市民社会団体、特に評価プロセスにおいて協力した市民社会団体に、評価終了次 第、早急に公開することを推奨する。

(注記)本節では、システミックリスクの軽減策実施にあたって、EU の基本憲章に定められた人の基本 的権利に配慮すべきことを述べている。特に投稿者の表現の自由の確保、マイノリティに対する抑圧 的な投稿に対処する十分な措置の実施が挙げられている。また、基本的権利へのリスク影響の評価を 6 カ月に一回の VLOP 等の監督当局向け報告(リスク評価に関する監査報告書。DSA42 条(4)) よりも早 く市民社会団体へ公開することを求めている。ここでも第三者による調査が適正に行われることが期 待されていることが分かる。市民社会団体が必ずしも中立でないことについては上記の通り。

−軽減策に関するいくつかの側面

1|生成 AI を踏まえた軽減策

生成 AI は、政治家や出来事の虚偽描写、および選挙世論調査や政治的意見の文脈に関する、真正で ない、偏った、あるいは誤解を招く合成コンテンツ(テキスト、音声、静止画像、動画を含む)を作 成し、広めることが可能である。これらのことを通じて、有権者を惑わしたり、選挙プロセスを操作 したりする悪用の懸念がある。また、生成 AI システムは、現実を誤認させるような、いわゆる「ハル シネーション(幻覚)」と呼ばれる、不正確で支離滅裂な、あるいは捏造された情報を作り出すことも でき、やはり有権者を惑わす懸念がある。

DSA35条1項では、生成AIを含む汎用AIモデルの提供者に対してAI法で想定されている義務、す なわち「ディープフェイク」で作成された画像等であることを示すラベルを貼付するラベリング要件、 および生成 AI によって作成されたコンテンツが、機械可読形式で生成 AI が作成したものであること を判別するための技術的な最新ソリューションを使用すべき義務が定められている。

特定された選挙プロセスに関する実際のリスクまたは予見可能なリスクを踏まえて、欺瞞的、虚偽 的または誤解を招くような生成 AI コンテンツを広めるためにサービスを利用される可能性のある VLOP 等に対し、現在の技術水準に照らして技術的に可能な範囲で、リスク軽減策を検討するよう欧州 委員会は勧告する。

VLOP 等が、合法的ではあるが有権者の行動に影響を与えうる有害な形態の生成的 AI コンテンツに 対処する場合、その政策および措置が基本的権利、特に政治的表現、パロディおよび風刺を含む表現 の自由に与えうる影響を特に考慮すべきである。

(注記)生成 AI の生成した合成画像や音声などについては、EU の AI 規則 50 条 2 項で「合成音声、画 像、映像又はテキスト・コンテンツを生成する汎用 AI システムを含む AI システムの提供者は、AI シ ステムの出力が機械可読形式で表示され、人為的に生成又は操作されたものであることが検知可能で あることを確保しなければならない」とされている。また、50条3項では「ディープフェイクを構成 する画像、音声または映像コンテンツを生成または操作する AI システムの配備者は、当該コンテンツ が人為的に生成または操作されたものであることを開示しなければならない」としている。これらは 配備者(≒利用者)の義務として規定されており、VLOP等としては配備者がまず対応することを期待 することとなる。しかし、選挙に不当に干渉しようとする人・勢力はこれらの義務を果たさないであ ろう。配備者以外がディープフェイク等を検知する技術も進化しているようである¹²。VLOP 等はこれ らの技術を利用して偽情報を排除することが求められている。

なお、これらの対応にあたっては、真摯な政治的意見あるいはパロディなど表現の自由に関係する 投稿への影響を考慮すべきことが述べられている。

2 | 各国当局、独立した専門家及び市民社会組織との協力

VLOP 等は、目前の選挙に適用される国の選挙ガバナンス構造と、様々な当局の役割を認識しておく 必要がある。選挙キャンペーン期間の区切り、選挙候補者の正式な指定のタイミング、選挙沈黙期間 など、特定の国の手続きをよく理解することで、VLOP 等は、関連する加盟国特有の側面を考慮したリ スク軽減策を設計することができる。そのため、VLOP 等は定期的に、また、必要な場合には緊急に、 欧州委員会、加盟国のデジタルサービス調整官、場合によっては、地域および地方の所轄当局といっ た国内および欧州の所轄当局と情報交換を行う窓口を設置することを欧州委員会は勧告する。

VLOP 等と所管の国家当局との間のこのような相互作用において共有される情報については、選挙プ ロセスに関するリスク評価および軽減措置のために提供される情報、または選挙プロセスの完全性を 保護するための国家当局の権限内にある情報に限定されるべきである。国家当局との協力と並行して VLOP 等は、関連する非国家主体との強力な協力関係を築くことも推奨される。

選挙キャンペーン期間中に、選挙運動組織や選挙オブザーバーを含む非国家主体とのコミュニケー ション・チャネルを確立することは、VLOP 等が選挙の状況をよりよく理解し、緊急事態に迅速に対応 し、リスク軽減策を設計・調整し、その軽減策が現地の状況においてどのように機能するかをよりよ く理解するのに役立つ。

ジャーナリストと報道機関は、情報を収集し、処理し、国民に報告するという重要な役割を果たし ている。独立した報道サービス・プロバイダーや、社内の編集基準や手順が確立している組織は、信 頼できる情報源として広くみなされている。したがって、VLOP 等は、独立したメディア組織、規制当 局、市民社会および草の根組織、ファクトチェック機関、学界、その他の関連する利害関係者と協力

¹² オンライン版産経新聞 2024 年 8 月 4 日 https://www.sankei.com/article/20240804 PNULWOD5XBMN3M7MG2NPKI3R6U/参照。

して、信頼できる情報の特定と、信頼できる情報源からの選挙に関連する多元的なニュース・メディ ア・コンテンツへのユーザーによるアクセスを強化するためのイニシアティブをとるべきである。

欧州委員会は、VLOP 等が、例えば、欧州ファクトチェック基準ネットワーク(EFCSN¹³)のメンバー であり、その基準綱領に従い、高い水準の方法論、倫理、透明性を遵守する独立したファクトチェッ ク組織と協力することを推奨する。

(注記)本節は、VLOP等が情報収集および協力をすべき相手方とその内容について記述している。まず は EU 機関や国家との間で選挙のルールなどについて情報を取得することを述べている。公式情報に より、選挙活動の規則違反を起こさないようにすることがその眼目である。また、選挙運動組織・選 挙オブザーバーと協力をすることで選挙状況の理解・緊急事態への対応によりよく適応することが可 能であるとする。これだけであれば当事者からの情報収集・協力であるといえる。しかし、ある程度 以上の情報共有は国家による情報操作あるいは選挙支配につながりかねないため、制限されるべきと もしている。

本節ではその他の主体、報道機関、市民社会団体、ファクトチェック機関、学界などと協力をする ことを求めている。繰り返しとはなるが、これら主体は完全に中立ということが確保されているわけ ではない。 したがって VLOP 等は可能な限り多様な主体との意見交換を通じて、中立的な立場を目指す ことが求められていると考えられる。

3 選挙期間中

欧州委員会は VLOP 等に対し、選挙期間中は選挙プロセスのリスク軽減に特化した対策や資源を投 入し、選挙結果や投票率に重大な影響を与える可能性のあるインシデント(事件、事案)の影響を軽減 するリスク軽減対策に特別な注意を払うよう勧告する。

VLOP 等は選挙プロセスを弱体化させることを目的としたサービスの不当操作や、有権者の行動を抑 圧するために偽情報や情報操作を利用しようとする試みに迅速に対応できるようにすべきである。

選挙期間中にプラットフォーム上またはプラットフォーム外で発生したインシデントは、選挙の完 全性または公共の安全に対して、迅速かつ大きな影響を及ぼす可能性がある。そのため、欧州委員会 は、VLOP等に対し、上級幹部だけでなく、インシデント対応に組織内で関与する利害関係者のマッピ ング(社員の専門能力・知識を含めた俯瞰図)も含めた、内部インシデント対応メカニズムを設置す ることを勧告する。

軽減策を迅速に適用する必要性を考慮し、欧州委員会はまた、VLOP 等が、プラットフォームを横断 し、選挙に関連する知識や専門知識を有する関連する非国家主体との協力関係を確立し、迅速かつ効 率的な情報交換を行うことを勧告する。このような主体には、市民社会組織、学界、研究者、独立メ ディアなどの利害関係者が含まれうる。

偽情報に関する実施規範の署名者(VLOP 等)によって設立される迅速な対応システムは、選挙期間 中の協力のための取組の好例である。

¹³ https://efcsn.com/ 参照。





10 | 二ッセイ基礎研究所

(注記)本節は選挙期間中にインシデント、つまりシステミックリスクの発生の可能性となる事実が 検知された場合の対応について記述している。インシデント発生時において、VLOP 等は上級幹部に加 え、社内で編成された対応チームが事に対処する。また、外部の市民社会団体、学界、研究者、独立 メディアなどとも連携し、インシデントであるかどうか、インシデントとしてどのような対応―投稿 の削除、ラベル(偽情報であることの表示、上述)の添付ーを行うべきか、どのようなラベリングを するか等を検討する。

たとえばファクトチェック機関が偽情報と判断した場合においては、この判断は非常に重いものと なるが、学者や独立メディアなどの意見も参考にしつつ対応を決定していくことが望まれよう。この ように適正な手続きを経ることで、VLOP 等はその責務を果たしたということになる。ただし、選挙期 間中であるからには迅速な対応が求められ、この点で、手続の適正さの確保と、迅速さの確保との間 で難しいかじ取りが求められる。

4 選挙期間終了後

選挙期間終了後、欧州委員会は、VLOP等に対し、選挙期間中に採用されたリスク軽減措置の有効性 を評価し、必要であればその措置を適用しやすくすることを視野に入れた、選挙後におけるレビュー を実施することを推奨する。

VLOP 等は、独立した研究者、市民社会団体、独立したファクトチェック機関に対して、特定の選挙 における VLOP 等の軽減措置の影響に関して具体的な評価を行うことを要請するよう、欧州委員会は 勧告する。

特に、VLOP 等が公表する選挙後の報告書には、利用規約違反に対する対応時間の平均と分布、ユー ザーや非国家主体によるフラグ付きコンテンツ(=偽情報等のラベルを貼付した投稿)への対応時間 の平均と分布、対応したコンテンツの拡散範囲と実際の影響の平均と分布、選挙に関連する特定のポ リシーの違反件数、情報操作の事例、メディアリテラシー・イニシアティブ(投稿に対するリテラシ ーを高める取組)などの特定の施策の到達度に関する評価情報を含めるべきである。

(注記)選挙期間終了後に、選挙期間中に発生したインシデント、インシデントの対応状況等をレビ ューすることが求められている。このレビュー主体は、VLOP 等単独ではなく、独立した研究者、市民 社会団体、ファクトチェック機関からの意見を取り入れるよう欧州委員会は勧告している。

このようなレビューは次回選挙におけるより適正かつ迅速な対応のため、および VLOP 等の選挙に おける適正な運用改善のため重要である。

5---おわりに

言うまでもなく、SNS 上には無数の投稿がなされており、それらはインフルエンサーのアカウント からものもあれば、フォロワー数の少ない個人の日記程度のアカウントからのものもある。選挙にお けるシステミックリスクの発生を防ぐためには、政治家本人やインフルエンサーの投稿を注視する方

法が中心となろうが、突然、少数のフォロワーの偽情報の投稿がバズる (=注目され、拡散される) こともある。すなわち、常に手遅れになるリスクがあるが、そうするといかに迅速に対応するかがカ ギになる。

他方、明らかに偽情報と判断するには時間がかかる懸念がある。投稿を明確に偽情報と判断できる 信頼できる根拠を調査した上で、偽情報であると VLOP 等において判断し、かつ各主体の意見も参考に する必要がある。さらにラベル添付なのか、削除まで踏み込むかなどの判断も必要である。また、偽 情報であるかどうかを判断する主体のバイアスの排除が容易ではないことも指摘できよう。

欧州のこの様な規制の在り方と異なり、XやMeta (Facebook) ではコミュニティノート方式が採用 された。確かに、ファクトチェック機関は特定の人の集団による判断である一方、コミュニティノー トは言論の自由市場でユーザーに誤りや偏りを訂正させるものであり、一理あることは否定すること はできない。コミュニティノート方式はEUのガイドラインでは全く触れられていないものであり、フ ァクトチェック機関方式あるいはコミュニティノート方式のどちらの方向へ向かうのか、注視したい。